十一　［略］

十二　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ハ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ニ　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ホ～ト　［略］

十三　［略］

第九条　第二条の表七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

三　船員保険法第六十四条第一項（同法第七十六条第六項において準用する場合を含む。）の療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四～六　［略］

七　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

ハ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

八～十二　［略］

十三　船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト　［略］

十四　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト　［略］

十五～二十四　［略］

第五十条　第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一・二　略］

十　［同上］

十一　［同上］

［イ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

十二　［同上］

第九条　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

三～五　［同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

［新設］

七～十一　［同上］

十二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

十三　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ　［同上］

十四～二十三　［同上］

第五十条　［同上］

［一・二　同上］